

吹田市総合計画審議会・第1部会（基本計画・第1回）

開催日時 平成17年3月25日（金）午後3時30分～午後5時30分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

議事内容 1 吹田市第3次総合計画基本計画(部門別計画)[案]の検討

(1) 第1章 すべての人がいきいき輝くまちづくり

(2) 第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

出席者(委員) 浜岡政好 和田葉子 倉沢 恵 神保義博 豊田 稔 藤木祐輔

鮫島 匡 山口克也 伊東利幸 坂本富佐晴 菱川音三郎

北野義幸 (欠席3名)

(事務局) 企画部政策推進室

富田部長 岸室長 池田総括参事 宝田参事

杉参事 大竹主幹 稲田主査 岡松係員

(傍聴人) 2名

議事要旨

1 吹田市第3次総合計画基本計画(部門別計画)[案]の検討

(1) 第1章 すべての人がいきいき輝くまちづくり

(事務局)

(配付資料 資料 - 6 ~ 9 の説明)

(部会長)

基本計画(部門別計画)[案]1~4ページについて議論頂きたい。記述の仕方は十分か、表現について修正した方がよいか、抜けているところがある等を含め意見を頂きたい。「第1章」の「第1節 非核、平和のまちづくり」の体系をみると、「1 非核平和への貢献」「(1) 非核平和意識の普及」「(2) 非核平和事業の推進」、これを受け、「動向と課題」「基本方向」「計画」という形に組み立てられている。この部分について何か意見あるか。

(A委員)

「動向と課題」の2に「唯一の被爆国」という言葉がある。例えば核被爆では最近の劣化ウラン弾の被害が世界各地で問題が起こっている。原子爆弾という意味では、南太平洋環礁や中国、アメリカ等が核実験を行っている。核実験により被爆されている人も実際にいる。被爆国である事は確かであるが、「唯一の」と強調する必要はないのではないかと以前から思っていた。よく使われる言葉であるが、「被爆国である」だけでよいと思う。

(B委員)

被爆という点では唯一ではないが、戦争における被爆の他の例はあるのか。

(事務局)

「唯一の」という言葉は、先の戦争という意味でよいのではないかと考えている。

(部会長)

「戦争における唯一の」という形容詞を付けるのか、逆に「核の」とするのか、どちらかに整理した方がよいと思う。

(C委員)

第二次世界大戦の中での唯一の被爆国であることは明白である。そこから非核平和都市宣言が出てきた経過をみると、敗戦の被爆国、唯一の被爆国という事を正確に表せばよいと思う。「先の大戦での唯一の被爆国」としてはどうか。

(A委員)

自分が「唯一の被爆国」と言う事により他と自分を被爆したか、しないかという区別をすることはあまりよくないと思う。他にも様々な人が同じ様な苦しみにあっている場合もあるので、自分のことを「唯一の」と言い、いかにも「かわいそうだ」と強調する必要は無いのではないか。

(事務局)

実施計画において「非核平和都市宣言」の文章が載っているので参考にしてほしい。7ページの2つ目、「わが国は、世界最初の核被爆国として」と表現がされている。

(D委員)

色々な国際会議等があり、世界がそのような形で被爆国と誰もが認めている中で、今回このような形で使用しているので、「唯一の」という文言はこのまま残してよいと思う。

(E委員)

被爆をしたか、しないかで大きな違いがあり、被爆国として非核を訴えて行く立場であると強調すべきである。「世界最初の」ということでよいのではないか。

(部会長)

非核平和都市宣言のところの文言である「世界最初の核被爆国」という表現に修正する。その他に第1章第1節について意見はないか。

(F委員)

「計画」の1(1)の「非核平和意識の普及と高揚を図る」について、「平和祈念資料室の充実」と「核兵器の廃絶と戦争の悲惨さを訴える事業」は、新総合計画でも同じ事が掲げられている。今までにどのような段階までできているのか。表現はこれでよいが、裏付けとなるものを我々としては知っておきたい。

(事務局)

戦争に絡む映画祭を毎月2回と思うが、開催している。憲法記念日や8月の終戦の日に月間のようなものを設定し、展示をする等の取組を毎年工夫して行っている。平和祈念資料室の年間入館者数は平成7年度では2316人であるが、平成14年度では3638人に増加した。色々な企画を行い、さらに学校との連携を図ることにより、入館者に情報を提供しながら事業を実施している状態である。

(B委員)

今のことについて簡単な資料はできないか。

(事務局)

人権室の方におそらく整理をした資料があると思うので、間に合えば後程提出したいと思う。

(部会長)

「第2節 人権を尊重するまちづくり」について、何かあるか。

(F委員)

「人権施策基本方針」(平成17年(2005年)中に策定予定)とあるが、大体いつ頃できるのか。また、メンバーはどのような人が携わるのか。

(事務局)

「人権施策基本方針」は4月1日号の市報に概要を掲載し、市民の意見を頂くところまで作業が進んでいる。庁内の検討会でつくり、市民の意見を頂き確定させていく形で進めている。

(A委員)

「人権侵害」は何によって侵害されるのかについては、もちろん私人間の交流により侵害されることはあるが、行政に人権を侵害されるケースの方がより多くの問題になるのではないか。その時に基本方向の中で「人権教育や啓発をはじめ、さまざまな人権課題に応じた施策を行政全般にわたって総合的に推進します」と書いてある。「人権教育や啓発」ということは、人権を侵害するものが行政の外にあり、市民であるという意味になっている。「動向と課題」の1には「行政の果たすべき責務は重大です」という言葉がある。この言葉は一般の個人が人権を侵害する場合に食い止める形を書いているので、この他に「人権を尊重する行政」という感じの言葉を入れた方がよいと思う。

(E委員)

それは吹田市において現実にあったということか。

(A委員)

そのようなことがあってはいけない、という思いからである。

(G 委員)

市民本位で行うのか、行政がリードしていく形なのか。市民本位で行うことが本当である。

(部会長)

市民が中心になり人権を守ることは、もちろんその通りである。そのようなことを書いている。行政の活動自身で市民の人権問題に影響を及ぼす事もあるという自覚を持つべきだという意見である。

(E 委員)

そのような危険性があることが解からない訳ではないが、それを前提に項目をあえて新たに付ける必要があるのか疑問である。かつてそのようなことがあり、吹田市はこのような過ちを二度と犯してはいけないので項目をあえて挙げるのであれば理解できる。特に無いことに今後の注意を払う必要はないと思う。

(A 委員)

吹田市民のDNA情報の管理問題があった。

(E 委員)

ミスはあり得る話であるので、いろいろケースにより人権に関わる過ちを行政が犯すことはあり得ると思うが、何故という印象が強い。

(A 委員)

当たり前のことを言っているつもりは全然ない。行政は行政自身をしっかり見る、という宣言をすることは吹田市にとって素晴らしいことだと思う。当たり前の状況から更に一步上回ってほしい、という思いから提案をした。

(部会長)

「動向と課題」の3に「すべての人びとの基本的な人権が尊重され、人が輝くまちづくりに向けて、あらゆる行政分野に人権の視点を根付かせ、「人権施策基本方針」に基づき施策を推進していく必要があります。」とある。

(A 委員)

「人権施策基本方針」の中で今述べたような、行政による行政のチェックとして述べられているのか。

(事務局)

個人情報の漏れによる人権侵害については、基本計画〔案〕「第2章・第2節 5 個人情報保護の推進」という形でうたっている。情報の漏れによる人権の侵害については、「第1章」の「第2節 人権を尊重するまちづくり」の中に入れるべき項目なのか、「第2章」の「第2節」の「5 個人情報の保護」という項目に入れるべきかの議論をする必要がある。

(A 委員)

今の指摘はその通りと思う。一般規定という形であると思うので、そちらでも含める方がよりはっきりすると思う。具体的に情報も漏れ以外にも色々な形の人権問題が起こる可能性があるので。

(E 委員)

A 委員の意見は解かるが、行政が行政にあまり縛りをかけると行政自身がこういう施策の執行者かどうかという問題まで踏み込まなければいけない。

(A 委員)

行政が行政に規制をかけるつもりはなく、行政のあり方や方向性をはっきりさせるべきだということである。「人権施策基本方針」では、人権の保障の内容を基本理念として書いているが、行政自身に対する根本規定の書き方がないように思う。

(事務局)

具体的に行政による人権侵害が心配される部分については、個別に「オンブズパーソン」という言葉でよく表現されるが、「第 1 章第 3 節」の「計画」1 で「男女共同参画施策への苦情や、性別による権利侵害に関する相談を受け」とある。男女共同参画にかかる施策で問題が起こった場合、苦情を受けて対応するということがある。もう一つ、「第 3 章第 4 節」の「計画」2 の「福祉サービス利用者への支援」では、「また、市の行う福祉・保健サービスに係る市民の苦情を公正・中立な立場で迅速に処理するため、福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）制度の普及に努めます」とある。男女共同参画と福祉に関して、具体的にはそのような制度がある。

(A 委員)

具体的な施策としてあることはよく解かった。総論的な部分があった方がよいのではないかと考えたが、当たり前なことだと言うのであれば、必ず入れようとは思っていない。

(B 委員)

「動向と課題」の 1 に「行政の果たすべき責務は重大ですが」とある。当然果たすべき責務の中に A 委員の意見は含まれていると思う。あえて言うのであれば、具体的に挿入せずに「責務は重大で、それを自覚し」という文言でよいと思う。

(E 委員)

「行政自らが模範となって」という文言でよいと思う。

(A 委員)

人権意識の高い行政というのは、あまりよい言葉ではないと思う。「人権に基づく」等の言葉をどこかに一言入れ、皆さんで考えて頂ければよいと思う。

(部会長)

表現については最終的にまとめるまでに調整させて頂く。第 2 節に関して他に意見はないか。

(E 委員)

「動向と課題」の 3 に「一人ひとりの命の大切さや人としての権利が侵されることなく」という言葉があるが、最近の事件の例をみると、被害者自身や被害者の家族の人権が本当にないがしろにされている印象が強い。加害者への過度の人権保護がいまだに強く、被害者側の人権が本当にないがしろにされている点を配慮して頂ければと思う。「動向と課題」の 2 に「女性、子ども、高齢者・・・」とあるが、その中でも「事件の被害者」等という言葉を入れて頂ければありがたいと思う。

(A 委員)

「犯罪被害者」の問題が非常によく出てくる。そのような意味で「・・・同和問題、外国人問題など」のところにに入れてもおかしくないと思う。

(B 委員)

「犯罪被害者」とは正確な言葉なのか。そのようなことも「など」に含まれていると思っていた。入れるのであれば、「難病」の問題も当然出てくると思う。病気によって差別されていることは実際にあるので、それをどのように扱うか。「など」で包含されるのか。

(事務局)

そのような点では、「吹田市人権施策基本方針」の「 4 取り組むべき主要な課題」の「(7) その他の人権課題」がある。意見があったようにいろいろな人権課題がある中で、「また、アイヌの人々や野宿生活者・・・犯罪被害者やその家族あるいは被疑者などさまざまな人権にかかわる問題がある」とここに記載している。

(A 委員)

犯罪被害者になったことで逆に非常に過剰に行動され、後で家族が辛い思いをすることが日常的に起こっているからこそ、E 委員からこの言葉が出てきていると捉えるべきだと思う。そのような意味から委員の中において思いが強いことから、反映していてもおかしくないと思う。

(H 委員)

例示を挙げながら議論するといくらでも出てくると思う。今の議論では、犯罪被害者の問題が大変クローズアップされ、その施策が問題であるというのは、言われている通りだと思う。普通は例示で書くか、人種、性別など一般論として書く方法もある。

(B 委員)

今の意見に賛成である。総論は抽象的とし、施策や細則では例示的に挙げる形でよいと思う。この部分については「など」としても大きく問題はないと思う。

(E 委員)

「人権」と言うと、特に加害者を厚く保護している部分と被害者がいないがしろにされている部分のギャップは大きいと思う。その中の例ではなく人権自体を捉えた時に、本当に平等に扱っていないという気がするので、あえて提言しているだけである。

(A 委員)

例えば「インターネットを利用した人権侵害」とある。「インターネット」という言葉は、10年後にはもしかすると違う言葉で言われている可能性もあり、手段に過ぎない。わざわざここに挙げる必要があるのかという疑問が残る。だから「インターネットを利用した人権侵害など」という例示は必要ないのではないか。実際、インターネットによる被害は非常に多いのは確かであるが、「社会の変化に伴う新たな問題」とするだけでよいと思う。今出てきている犯罪被害者の問題については、この部分に挙げなければならないくらいに今大きな問題になってきているのではないか。

(B 委員)

「など」の方がよい。例示を挙げ、その他の漏れを防ぐ為に「など」で補強し、「社会的弱者」や「恵まれない人々」を表現する文章を過去によく見たことがあるので、そのような形でカバーできないか。

(E 委員)

「女性、子ども・・・などをめぐり、いまだに人権が侵害される事態が続いています」とあるので、全てではない。しかし、「犯罪被害者」は全て人権侵害されていると思う。十分に守られていないので、あえて意見している。

(G 委員)

「女性、障害者、同和問題、外国人」については、ある程度人権は守られてきていると思う。「子ども、高齢者」は今後ますます考えていかなければいけない問題だと思う。少年犯罪も非常に増加し、高齢化社会が進むに連れ、子どもと高齢者との付き合いの場が必要ではないか。

(E 委員)

犯罪被害者になった人の人権をどのように守っていくのかについては、一般的に人権侵害は駄目だというレベルとは違うと思う。

(A 委員)

「犯罪被害者」は常に人権侵害されている人たちである。人権を本当に一番大切にしなければいけない人たちであり、今までさまざまな情勢から窮していたことに気が付いたのであるならば、ここに入れることが吹田市からの新たな提案であると私も思う。

(C 委員)

憲法上で「思想信条の自由」という概念が明記されている。「信条の自由」についてもきちんと

挙げた方がよいと思う。「インターネット」は手段であるので、具体的に書かなくてもよいのではないかという印象を受ける。「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人やまた、思想信条の自由などをめぐり…」とするとよいと思う。

(部会長)

「動向と課題」の3の「真に個人が尊重される社会」に今の文が含まれているとは考えられないのか。この部分では、既に社会的状況があり、「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人」が侵害されていることがあり、意識しながら対策していく必要がある、という項目である。この部分に入れると思想信条が侵害されているので、それを何とかしなければならぬ、という組立てになり、失礼であるが、少し違うのではないかという気がする。

(D 委員)

文言の例示の有無についてまで議論することは厳しいと思う。際限なく出てくるのできりがないと思う。人権とは、時代も変わり文言も変わり、抽象的な話になることは仕方がないのではないか。

(部会長)

提案されているものは、今日非常に大きく出てきている犯罪被害者という問題であり、その辺りの人権はあまり扱われなかった。それについて、これから記述として入れていこうという意見と、それに対して「など」に既に含まれていると理解すると、「人権施策基本方針」の中にも内容が触れられているので、そこまで触れる必要はないという両方の意見があるが、これについて何かないか。

(G 委員)

刑事問題まで突っ込む必要があるのか。突っ込んで犯罪などを書くよりは、おおらかにそれも含めた文章にする方がよい気がする。

(部会長)

インターネットの話については、社会変化を説明する為にあえてここに入れていると思うが、長いスパンでみるとインターネット以外にいろいろなことも有り得るので、あえて必要ないのではないか、という意見があるが、これについて何かあるか。社会変化という場合に、特に情報環境を言いたいときにイメージしやすいように入れた言葉だと思う。

(B 委員)

インターネットと限定するといろいろな議論があると思う。「高度情報機器」などにすると、高度情報化につながる全てが包含される。

(G 委員)

インターネットに限らなくてもよい。

(部会長)

どのような表現にするかは別としてインターネットの部分は表現を変える。もう一つ、「犯罪被害者」についてであるが、ぜひ入れた方がよいという意見であり、入れることにより市民の中でも議論が結構されるであろう効果もある。あえて強い反対もないので入れることにする。文章として並べたときに、違和感がある、表現を変えた方がよいなどについては、後程修正する。

「第3節 男女共同参画のまちづくり」について何か意見はないか。

(E 委員)

「3 男女がゆとりをもって働き暮らすための環境整備」の「ゆとり」という言葉が気になる。ゆとり教育が失敗しているからかも知れないが、「ゆとり」という言葉が金銭的、時間的な部分をイメージしていると思うが、具体的にこういうことでよいかと結び付きにくい気がしてならない。

(事務局)

「計画」の3の「(2) 労働の場における男女共同参画の推進」では、「仕事と家事・育児・介護などの両立支援」「妊娠・出産期における健康の支援」について書いているが、時間的なものと働きながら育児をするための制度保障という部分の両方を含め、「ゆとりをもって」という言葉が出ているのではないか。

(E 委員)

ゆとり教育で失敗しているように、制度として「ゆとりをもたせる」ことにより、かえって労働条件等に与える影響が大きいのではないか。先日も議会において「女性の事務局員にお茶くみをさせるな」という議論があった。個人的な意見であるが、それが決して女性の地位向上に結び付いていないと思う。職場をどんどん狭めている印象がある。「ゆとりをもつ制度」が職を失うところまで結び付いては何にもならないと思う。

(部会長)

これはそのような状況だという読み方ができるのか。

(E 委員)

わからないが、引っかけ言葉である。大変耳ざわりのよい「ゆとりをもって」と言うとよいな、と誰しも思う。実際ゆとりをもつためにはどうすればよいのかとなると、「権利を認めろ、時間を確保しろ、お金を出せ」ということに絶対に結び付く訳である。

(A 委員)

「ゆとり」という言葉は相応しくないと思う。今では結婚もできない、結婚しても子どもつけれないような若い人たちが非常に増えてきているような社会を目の前にして「ゆとりある社会」と書くこと自体、現実を非常に甘く見ていると思う。理想的ではあるが、「ゆとりをもって働き暮らすための環境整備」という言い方に違和感を覚える。

(部会長)

実現の可能性が薄いと言葉は当然浮くことになる。環境整備とすると、余裕をもって働き暮らすために条件整備をしようという項目があってもよいのではないか。

(A 委員)

「第 1 章」のタイトルに「いきいき」というよい言葉を使っているので、ここでも「男女がいきいき働き暮らすための」の方がよいと思う。

(F 委員)

ずいぶん前に「ゆとりある教育」ということが話題になった。学校現場でも「ゆとり」とは何かという議論があった。生徒にゆとりをもたすためには、まず先生がゆとりをもたなければいけない、などの意見もあったが、結局人間がゆとりをもつことができているかは、自分が充実したものがないと「ゆとり」は生まれてこないのではないか。もちろん物的なゆとりだけでは充実ではなく、精神的なものも含めた本当に心豊かな状態を子どもたちにもつくってあげなければならぬので、そのために、教師も心豊かに指導にあたるようにしなければいけない、という意見になった。マスコミの影響で、「ゆとり」ばかりが先走り、その裏付けとなる「充実」したものをつくっていくことが忘れられていた結果が、今のような「ゆとり教育」に対する批判になって出てきているのではないかと思う。そのような意味から私自身も「ゆとり」という言葉を使うことに抵抗を感じる。むしろ「充実した」の方がよいと思う。

(D 委員)

「計画」のところは「すいた男女共同参画プラン」に対応させ、項目が出ていると思っているが、「すいた男女共同参画プラン」の中の「男女が暮らすための環境整備」では、このキーワードが使われているのかどうか確認したい。

(事務局)

「施策の体系」がプランの中に挙げられており、「女と男が人間らしくゆとりをもって働き暮らすために」という表題である。

(I 委員)

「いきいき」や「充実した」という言葉に置き換えても間違ったことではないと思いながら、自分自身が生きていく中で考えてみたときに、「充実」も「いきいき」もよいが「ゆとり」をもって生きていけることの方がもっと素晴らしいことではないかと思う。もちろん「いきいき」や「自分の人生目標があること」が裏付けとしてある。そのような意味では、ここに「ゆとり」という言葉が入っていることは間違っていないのではないかと思う。

それだけ「ゆとり教育」を攻撃されると一言言いたくなる。「ゆとり教育」というネーミングが間違っており、内容は間違っていないと考えている。なぜならば、「総合的学習」ということで何をさせているかについては、子どもたちに自分のプレゼンテーションがどれだけできるのか、学習意欲に差がある中で、同じように学習できるような形をつくっていくことも大切ではないか。本当に意欲の無い子どもたちにも学ぶ時間も必要だろう。進んだ学習も行うが、皆が学べる内容

もきちんとしている。

(B委員)

「ゆとり」という言葉はそう悪くないと思っている。遊びや余裕というものは必ず必要だと思う。

(J委員)

「ゆとり」という言葉はよいと思う。その理由は、「いきいき」や「充実」に比べると「ゆとり」という言葉には、時間的、経済的、心の問題も全部含まれているので「ゆとりをもった」という言葉がここにはぴったりだと思った。

(K委員)

「すいた男女共同参画プラン」の17ページの施策項目「女と男が人間らしくゆとりをもって」とあるが、「男女がゆとりをもって」を「人間らしく」を入れると、今学校で言っている「ゆとり」と少し意味が変わってくる。

(部会長)

「すいた男女共同参画プラン」のキーワードに合わせ「人間らしくゆとりをもって」とすると、「ゆとり」の意味が少しは変わってくるのではないかという意見だと思う。

(E委員)

決して「ゆとり」という言葉がよくないとは言わない。ただ、ギリギリの部分について「これだけは認めろ」ということではなく、それは許した上において、もう少し上の部分というイメージもある。今大阪市の厚遇問題でも「あなたたちだけそのように守られてよいのか。民間はどれだけ必死でしているのかわかっているのか」という話も常に出てくる。市の総合計画でうたうと、民間から見ると冷ややかな見方をされかねないのではないかと思い、あえて言っている。

(部会長)

この表現については、「すいた男女参画プラン」の中の既に柱として書かれているキーワードをそのまま頂き、「人間らしくゆとりをもって働き暮らすための環境整備」とする。

(2) 第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

(部会長)

「第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり」に移る。「第1節」について、何か意見はないか。

(E委員)

「動向と課題」の3に「完全学校週5日制」とあるが、これは当分続きそうなのか。

(部会長)

「ゆとり教育」の見直しと関連して、ということか。

(E委員)

そのような気がするのだが。夏休みの日数をいじるなど、いろいろな地域でいろいろな取組がされている状況であるので、普遍ではないと思うが。

(事務局)

教育委員会との議論の中では、この表現でいきたいと聞いている。

(E委員)

「動向と課題」の5に「安全に遊び活動し」とあるが、「遊び」で切るのか。

(事務局)

「遊び、活動し」とする。

(K委員)

「基本方向」の2に「幼稚園における異年齢児学級保育や小中一貫教育等」と書いている。吹田市で小中一貫教育をする学校とはどこか。

(事務局)

千里たけみ小学校と竹見台中学校が小中一貫教育のモデル校になっている。

(K委員)

それが増えていくのか。ここに書かれるということは、自由に選択できるのか、その地区に住んでいる人しか行けないのかがある。吹田の小中学校全体が一貫教育をするのかということになる。異年齢児学級保育についても市立の全体がそうなるのか、モデルだけで行うのか、これを書くとなると問題が出てくる。

(I委員)

現状で言うと、幼稚園の異年齢児学級保育は、吹田市立の公立幼稚園で行っている。これは、全幼稚園で行っている。全学校体制づくりの結びとつながっていると思う。ただ、小中一貫教育については「研究指定」という形で研究しているところであるので、そこからどのような成果が出てくるのか、どのような問題点が出てくるのかがある。確かに指摘のように同一で並べて述語で結ぶことは苦しいと思う。

(K委員)

幼稚園は保育ではない。「異年齢児学級教育」であればよいが、「保育」とすると「保育所」になる。この言葉をもう一度検討してほしい。

(A委員)

「1 教育内容の充実」に示されている「(2) 学ぶ楽しさを実感できる教育の展開」の内容と「基本方向」の2の内容が全く違うと思う。根本的にこの項目に関しては中身が表題のどちらかを変えなければ合っていないと思う。

(H委員)

教育の中身として、学校教育と生涯学習、青少年育成で終わっていると思う。最近の動きとしては、社会の方が自ら学び直されている。皆さんの地域でいうと江坂はほぼ都心に近いものもあり、その辺の位置付けや受け皿について考えることの記述があってもよいのではないかと思う。

(事務局)

29ページの「体系」のところで見て頂くと、1、2、3は〔学校教育〕である。4、5、6は〔青少年の育成〕であり、これ全体が「1節 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり」となっている。35ページからは「第2節 生涯にわたり楽しく学べるまちづくり」である。現行総合計画では生涯学習の中に学校教育を入れていたが、今回の構想では、生涯学習は「第2節」で設定したということになる。今の指摘の部分では、「第2節」の話ではないかと思ったが、そうではないのか。

(H委員)

「第2節」は「市民講座的なもの」かと思う。働きながら大学に通うことは別に珍しくない話である。「第2節」に書いてもよい。みた中では「第2節」にふれられていないと思ったので、どちらか「第1節」か「第2節」において位置付けてほしい。

(部会長)

この学校教育は、大学等を視野に入れていない。入れるとすれば次の方がよい。

(K委員)

「基本方向」の6に「国際性豊かな児童・生徒の育成をめざすとともに、帰国児童・生徒や在日外国人・・・国際理解を深める教育の充実を図ります」とあるが、特別なプログラムをしているのか。ある学生のボランティアに聞くと、残留孤児が帰ってきたが、この残留孤児は、国籍上では日本人でも日本語がわからないので、ボランティアの学生が日本語を教えていると聞いた。吹田市の中にはたくさん外国人がいると思うが、在日外国人の児童・生徒が一般の学校に通えるのか。「帰国児童」や「在日外国人児童・生徒」という言葉が書かれると、どのような分類をするのか。バイリンガルで帰ってきている子どもには普通にできる訳である。バイリンガルではない子どもに対してのものなのか。それとも積極的に外国との国際理解を深めるために一緒に生活をさせるのか。このように書くと内容がわからない。「国際性豊かな子どもたち」とするのにも、中学校に月に1度くらい外国人の先生が教えに行っているくらいで、果たして国際性豊かということになるのか疑問である。ここで「国際性豊かな児童・生徒」と書いている。生徒となると中学生、児童となると小学生のことであり、その辺りに対する区別がされる。小学校にはおそらく外国人の先生は教えに行っていないと思う。中学校だけである。

(部会長)

(資料 - 6) の実施計画の No.241 に、「小・中学校に在籍している中国等からの帰国児童・生徒に対し、通訳を派遣し、日本語指導・生活適応指導等の充実に努め、学校教育への円滑な適応を促進する」とある。この辺のことか。

(K 委員)

それが本当にどこまで行われているのか。

(事務局)

次回までに調べて答える。

(A 委員)

「基本方向」の 7 に「学校の教育活動、施設整備の両面で地域に開かれた学校づくりを行います」とはっきり書いていることは、生涯学習のための学校施設の利用を推進していくという意味なのか。

(事務局)

それについては、地域に運営委員会等を設定して頂き、そこを地域の中のいろいろな学習活動や文化活動に使うための検討をしているので、そのようなことを含めて行うということである。

(部会長)

「第 4 章第 1 節」は最後に少し取り上げたが、これを含めて「第 4 章」として次回議論する。全体の議論が終わったところで皆さんの意見を反映したものを、全体で確認して仕上げていきたいと思っている。それでよろしいか。それでは本日の部会を終了する。

以 上